

令和 2 年 3 月 27 日
教 育 委 員 会 決 定

中野区いじめ防止基本方針

1 中野区いじめ防止基本方針の策定の意義

いじめはその対象となった児童等に深刻な苦痛を与え、時には当該児童等が登校できなくなったり、自殺にまで追い込まれたりするなど、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為である。

このいじめの問題は、心豊かで安全・安心なよりよい社会をいかにして創るかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校において、いじめ問題に適切に対処し、児童等が安心して学校生活を送ることができるようすることは、最重要課題の一つである。

中野区いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、区立学校（以下「学校」という。）におけるいじめの問題の克服及び児童等の尊厳の保持の目的の下、中野区（以下「区」という。）、学校、家庭、地域その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）に基づき、区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めるものである。

2 本方針における用語の定義

本方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) いじめ

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍してい

る等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等

いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。

(3) 学校

中野区立学校設置条例(昭和36年中野区条例第1号)別表に規定する小学校及び中学校並びに中野区立幼稚園条例(昭和42年中野区条例第34号)第1条に規定する幼稚園をいう。

(4) 児童等

学校に在籍する児童、生徒又は幼児をいう。

(5) 保護者

親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。したがって、いじめは絶対に許されない人権侵害であり、全ての児童等はいじめを行ってはならない。

4 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの児童等にも、どの学校・学級でも起こり得るものであり、とりわけ、児童等の尊い命が失われることは決してあってはならないとの認識の下、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。

また、未然防止、早期発見及び早期対応を基本として、保護者、地域及び関係機関と連携して、次のとおり、取り組むことが必要である。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

教員や児童等による学校全体の取組や保護者への啓発を通して、いじめを生まない、許さない雰囲気を築くことが大切である。そのため、学校の全教育活動の中で意図的かつ計画的に人権教育や道徳教育を推進して、全ての児童等がいじめは絶対に許されない重大な人権侵害であることを理解するとともに、児童等による自治的かつ自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が行われるようにする。

(2) 溫かく心の通う人間関係の構築

関わり合いを通して、他の児童等や教員その他の学校職員等との温かく心の通う人間関係を築くことが大切である。そのためには、まず、教員が児童等の話をじっくりと聞き、心に寄り添い、その気持ちを受け止めることで、児童等との信頼関係をつくっていく。更に、道徳教育を充実させ、自他を尊重する態度や思いやりの心を育てていく。

(3) いじめから児童等を守り通す取組の徹底

児童等の心のサインを見逃さず、早期発見及び早期対応を

図ることが大切である。そのため、教員は児童等との日常的なコミュニケーションや児童等の行動観察等を通して、その実態を把握するとともに、いじめを受けた児童等が安心して学校生活を送ることができるように、いじめを受けた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

また、学校は、周囲の児童等がいじめについて知っているがらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の自発的発信を促すための児童等による主体的な取組を支援する。

(4) 学校が一丸となった取組の充実

いじめの防止等に適切に対応できるようにするために、個々の教員の鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるとともに、教員個人に対応を任せることなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの活用等も含めた学校全体での組織的な対応により解決を図る。

(5) 情報モラル教育の充実

学校非公式サイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等、インターネットを介して行われるいじめに対しては、関係機関等と連携して、情報収集や対応に努めるとともに、このことが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるなど、情報モラル教育の充実を図る。

(6) 保護者、地域及び関係機関と一体化した取組の充実

いじめが複雑化・多様化する中、いじめの防止等を迅速かつ的確に解決できるようにするためには、学校、保護者、地

域及び関係機関が連携し、一体となっていじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。また、児童等の規範意識を養うことについても相互に連携した体制を構築することが大切であるため、学校と地域との連絡会、道徳授業地区公開講座、保護者会等における啓発や情報交換を行う。

5 区及び教育委員会における取組

区及び教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、いじめの防止等及び解決するために、以下の(1)～(4)の施策を推進していく。

(1) いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備

児童等・保護者がいじめに関する悩みや不安について、電話相談、SNS相談窓口、来所相談等のできる教育相談室の利用及び学校配置スクールカウンセラー等による対応など、相談できる体制を整える。

イ 学校支援の充実

区立学校の全ての児童・生徒及び保護者を対象に毎年度アンケート調査（年3回以上）を実施し、いじめ問題の早期発見を図るとともに、問題発生時には、学校経営の安定化や児童等のケアなどに当たるため、必要に応じて指導主事や教育管理職経験者、臨床心理士等の専門的知識を有する者を学校に派遣する。

また、教育委員会の危機管理体制を再整備し、事故・事件発生時に迅速かつ適切に対応する。

ウ 教員の対応力向上

教員がいじめの未然防止・早期発見・早期対応等を行うことができるようにするため、いじめ防止研修会や生活指導主任研修等の経験や職層に応じた研修を実施するとともに、「中野区いじめ対応ガイドライン」を活用し、どの学校でも適切な対応がとれるよう指導・助言を行う。

エ 保護者との連携

児童等の教育について第一義的な責任をもつ保護者に対して、いじめ防止研修会（教員と共に参加）や道徳授業地区公開講座等の機会を活用し、いじめの防止等に向けた連携を図る。

オ 関係機関との連携

児童等の健全育成を推進するため、児童相談所、子ども家庭支援センター及び警察等の関係機関と様々な機会を活用して情報交換を行い、連携を強化する。

カ 情報モラル教育の推進

携帯電話やスマートフォン等の利用によるインターネットを媒介としたいじめを防止するため、教員に対して情報モラルに関する研修を行うとともに、児童等や保護者とインターネットのもつ利便性と危険性についても正しい認識を共有し、家庭における携帯電話等の利用に関するルールなどの作成と活用についての働きかけを推進する。

(2) いじめ等対策会議の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者から構成される「いじめ等対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(3) いじめ等対応支援特別委員会の設置

対策会議との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようとするため、学識経験者、法律、医療、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「いじめ等対応支援特別委員会（以下「特別委員会」という。）」を置く。特別委員会は、区におけるいじめ認知の状況や防止等のための対策について、教育委員会に意見等を述べる。

また、教育委員会は、法第28条第1項の規定に基づき、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処するため、速やかに、特別委員会に当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わせる。

ア　いじめにより当該区立学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ　いじめにより当該区立学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、特別委員会が重大事態に係る調査を行った場合は、その結果を教育委員会に報告するとともに、区長に報告するものとする。

なお、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(4) 区長の措置

区長は、(3)による報告を踏まえ、必要に応じて再調査を行

い、その結果に基づき対策を講ずるものとする。

(5) 本方針の検証及び改善

教育委員会は、定期的に本方針の内容及び取組について検証し、必要な改善を行う。

6 学校における取組

学校はいじめを防止し、解決するために、以下(1)～(3)の取組を全教職員の共通理解の下、組織的に推進するとともに、教育委員会、児童相談所、子ども家庭支援センター及び警察等の関連機関と連携して取り組む。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に基づき、法第11条第1項に規定する国の「いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び本方針等を参照し、当該学校の実情に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

なお、学校いじめ防止基本方針は、学校のいじめに対する行動計画として、「個々の教職員は、自分が今、何をすべきか」、「保護者や地域は、何を協力すればよいのか」、「学校が児童等をどのように育てようとしているのか」が分かるよう具体的な内容を示すものとする。

(2) 組織的対応の推進

ア いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第22条に基づき、管理職、生活指導主任、学年主任、養護教諭、いじめ対応担当教員、スクールカウンセラー等を中心とした当該学校におけるいじめの防止

等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を置く。

イ 重大事態の対処等のための組織の設置等

学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会に報告するとともに、法第28条第1項に基づき、当該学校の下に同項に規定する組織を設け、同項に規定する調査を行う。また、法第30条第1項の規定に基づき、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を区長に報告する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、区及び教育委員会と連携して、未然防止、早期発見、早期対応、いじめの解消の判断、重大事態への対処の各段階に応じて、効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組内容等を示す。

なお、それぞれの取組内容については、意図的かつ計画的に行う必要があることから、年間計画として策定することが必要である。

ア 未然防止

体系的・組織的な取組を学校全体として進めていくことが必要である。従って、未然防止に向けた様々な活動については、学年及び学校全体の取組として定めるものとする。

〔具体的な取組内容〕

- ・「いじめは絶対に許されない。」という意識を学校全体に醸成する。
- ・児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解の下、全ての教育活動を通じて、人権教育を推進する。

- ・児童等にいじめをしない、させない、見逃さない態度を育てるために、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に取り組む。
- ・児童・生徒自らがどのような行為がいじめに該当するかを理解し、いじめについて主体的に考えられるよう、いじめに関する授業を年3回以上計画し、取り組む。
- ・児童・生徒自身がいじめの防止等に向けて主体的に行動しようとする意識や態度を育成するために、いじめの未然防止に向けた標語コンクールや挨拶運動などを意図的・計画的に実施する。
- ・教職員の人権感覚を磨くとともに、いじめの定義について共通理解を図り、いじめの確実な認知などいじめの防止等への対応力を高めるために、年に3回以上のいじめに関する研修を実施する。
- ・保護者も含めたいじめの防止等のための啓発などを行うために、情報モラル教育を充実させるとともに、保護者参加型の情報安全教室等を年1回開催する。
- ・学校と保護者及び保護者同士の信頼関係を築き、緊密な連携・協力のもと、いじめの防止等に取り組めるよう、家庭訪問や保護者会、学校だより、ホームページ等で法の趣旨や、いじめの定義、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を周知し、学校がいじめの未然防止に努める姿勢を示す。
- ・学校のいじめの防止等に係る取組への理解を得るとともに、共にいじめの防止等に取り組んでいく体制を構築するため、学校評議員や学校関係者評価委員等に、「学

校いじめ防止基本方針」の内容や各校の状況等を説明する。

- ・学校評価の評価項目に、いじめの防止等に関する内容を設定し、その成果と課題について検証するとともに、評価結果を保護者会や学校評議員会等で周知する。
- ・障害や病気、身体的特徴のある児童等や、外国人児童等や外国人又は外国につながる保護者をもつ児童等、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、自然災害又はそれに起因する事項により被災し避難している児童等、その他学校として特に配慮が必要な児童等については、日常的に、当該児童等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止に努める。

イ 早期発見

アンケート調査、個別面談、相談週間の実施等学校における全体的な取組を計画し、実践する。調査や面談、相談の結果については「いつまでに」、「どのように」精査し、どのような対応を図っていくのかを、学校いじめ対策委員会において検討し、学校一丸となって取り組むものとする。

〔具体的な取組内容〕

- ・日常的に児童等の様子や行動を観察することで、児童等の理解を深めるとともに、保護者とも情報共有・連携を図りながら、いじめの早期発見に努める。
- ・定期的なアンケート調査（年3回以上）を実施し、児童

等の状況を学校いじめ対策委員会等、教職員間で共有する。また、いじめを受けていると思われる事案がある場合には、いじめを受けた児童等本人、その保護者及び関係者に聞き取り調査を行い、事実関係を明らかにする。

- ・中野区のいじめアンケートを活用し、いじめの実態を把握するとともに、継続観察や継続指導が必要な案件は、学校いじめ対策委員会を中心として対応に当たる。
- ・学校いじめ対策委員会の構成員の一人としてスクールカウンセラーの役割を明確にするとともに、全員面談や個別面談を通してスクールカウンセラーから得た情報を教職員間で共有し、児童等が抱える問題の発見に努める。
- ・児童等やその保護者がいじめに係る悩み等をいつでも相談できるよう校内での相談体制を整備し、保健室や相談室の利用やいじめ対応担当の教員について周知する。
- ・いじめに関する情報等については、その情報を適切に記録管理し、パソコンの共有フォルダに保存するなど、全教職員で共有する。
- ・学校いじめ対策委員会の定期的な開催により、いじめやいじめの疑いのある事案についての情報共有や各事案への対応についての協議を行う。
- ・ボランティア等の協力を得ることで、より多くの人が児童等の見守りを行い、一人ひとりの児童等の状況や人間関係などの変化等に気付けるようにする。

ウ 早期対応

発見したいじめについては、速やかに校長に報告し、

事実確認を行い、その後の対応方針を学校いじめ対策委員会において検討・決定する。また、全ての教職員が共通の認識のもと、共通した取組を行うなど、特定の教職員が一人で抱え込まない迅速な組織対応を徹底する。

[具体的な取組内容]

- ・いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全確保や心のケアなどの支援を行うとともに、その保護者に対し、学校いじめ対策委員会による解決に向けた対応方針等の情報提供及び支援を行う。また、必要に応じて保護者会を開催するなど、保護者との情報共有を図る。
- ・いじめを行った児童等に対しては、毅然とした姿勢で行為をやめさせるとともに、その児童等の状況に応じた教育的配慮の下、指導や支援を行う。また、その保護者に対しては、学校いじめ対策委員会による解決に向けた対応方針に基づいた助言等を行う。
- ・いじめを見ていた児童等に対しては、自分の問題として捉えられるように指導し、いじめを止めるための行動をとる重要性を理解させる。
- ・学校いじめ対策委員会は、対応の状況等について逐次教職員に報告し、共通理解を図る。
- ・教育委員会や関係機関、心理の専門家等と連携しながら、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。
- ・インターネットを通して行われる不適切な書き込み等のいじめについては、教育委員会及び関係機関等と連携

して迅速に必要な措置を講じる。

- ・必要があれば、児童相談所や警察署等の関係機関との連携を図る。

エ いじめの解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことを全教職員で共通理解する。いじめが「解消している」と判断する際は、少なくとも、以下の2つの要件が満たされていることを含め、学校いじめ対策委員会がいじめを受けた児童等の状況を総合的に検討した上で、校長が判断する。

① いじめに係る行為の解消

学校がいじめの訴えがあった事案について解決したと判断した日から、いじめを受けた児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月程度継続していること

② いじめを受けた児童等が心身の苦痛を受けていないこと

いじめを受けた児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

〔具体的な取組内容〕

- ・いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ・いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童等の支援

を継続するため、学校いじめ対策委員会において、支援内容や教職員の役割分担等を含む対応プランを策定し、全教職員で共通理解し、確実に実行する。

- ・いじめが解消したと判断した場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることから、いじめを受けた児童等及びいじめた児童等を注意深く観察するなどの対応を継続する。

オ 重大事態への対処

重大事態発生及び重大事態発生に至る可能性のある事案については、教育委員会に速やかに報告するとともに、児童相談所や警察等の関係機関との相談・連携の下、迅速な対応を行うものとする。

〔具体的な取組内容〕

- ・いじめられた児童等の安全を確保し、心のケアに努めるとともに、落ち着いて教育を受けられる環境を整える。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を組織的に行うとともに、教育委員会が実施する調査に協力する。
- ・重大事態に関する調査の結果について、教育委員会を通じて、区長に報告する。また、区長が必要と認めた場合に実施する調査（再調査）に協力する。
- ・いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適時・適切に提供する。
- ・重大事態の定義について、全教職員に理解させるとともに、重大事態に関する調査の実施に当たっての学校いじめ対策委員会の役割を明示する。

力 学校いじめ防止基本方針の検証及び改善

学校は、毎年度、学校いじめ防止基本方針の内容及び取組について検証を行い、6月までに必要な改善を図るとともに、改訂した学校いじめ防止基本方針について、ホームページへの掲載や保護者会等での説明を通して、保護者や地域等へ周知する。

【学校におけるいじめの防止等の取組イメージ】

